

沖縄県中部中央地域雇用創造計画の概要

1 対象区域（沖縄公共職業安定所管轄内：1市2町の3市町）

- ・ 沖縄市、嘉手納町、北谷町

2 本地域（沖縄公共職業安定所管轄内）の労働力の需給状況等

次のとおり最近3年間及び最近1年間の有効求人倍率の平均が全国平均以下であることから、地域雇用開発促進法に基づく自発雇用創造地域に該当する。

①最近3年間における一般及び常用有効求人倍率の月平均値

一般有効求人倍率：0.29倍（全国：0.97倍、県全域：0.43倍）

常用有効求人倍率：0.23倍（全国：0.82倍、県全域：0.37倍）

②最近1年間における一般及び常用有効求人倍率の月平均値

一般有効求人倍率：0.31倍（全国：1.06倍、県全域：0.45倍）

常用有効求人倍率：0.24倍（全国：0.92倍、県全域：0.36倍）

（参考）

③失業率（H17国勢調査）

失業率：15.7%（沖縄市13.7%、嘉手納町17.5%、北谷町11.4%）

県平均：11.9%

3 地域内の労働力の需給状況等の課題や雇用動向を踏まえた雇用開発計画の方向性

（課題）

- ・ 求人数は増加しているものの、労働力人口や求職者数が増加しているため、失業率が改善せず、また、有効求人倍率は県内でも低い水準で推移している。
- ・ 本地域は年少・若年者の人口割合が高く、地域経済の発展にとって大きなアドバンテージを持っているものの、現在の厳しい雇用情勢が続くと、働く場を求めて若者の流出が進み、地域の衰退が加速する恐れがある。
- ・ 米軍基地が集中するが故に、土地利用が大きく制限され、米軍基地を中心とした「基地経済」を強いられ、世界情勢や米軍人の事件などによって経済が大きく左右される。

（方向性）

- ・ このような経済構造からの脱却を図るため、情報通信関連産業を中心とした企業誘致やチャンプル文化を活かした地場産業に努めるとともに、中心市街地の再開発や基地の返還跡地を活用した街づくりを行い地域の活性化に積極的に取り組んでおり、この動きを後押しすることにより、本地域の産業振興と雇用状況の改善を図る。
- ・ 地域雇用開発にあたっての重点分野
 - ①情報通信関連産業 ②観光関連産業 ③地域特性を活かした産業振興
 - ④企業立地の促進

4 地域雇用開発のための目標

(1) 地域雇用創造推進事業の実施に伴う雇用創出（取組は 6-(1) 参照）

①アウトプット指標（事業利用件数）

ア 雇用拡大メニュー：15社

イ 人材育成メニュー：1,735人

ウ 就職促進メニュー：2,100人

②アウトカム指標（雇用創出数）

雇用創出数 1,126人

（平成20年度 272人、平成21年度427人、平成22年度427人）

(2) 地域雇用創造推進事業以外の雇用創出事業に伴う雇用創出（取組は 6-(2) 参照）

雇用創出数 640人

5 地域雇用創造協議会

(1) 協議会名称：沖縄県中部中央地域雇用創造協議会

(2) 構 成 員：12団体

①沖縄県 ②沖縄市 ③嘉手納町 ④北谷町

⑤（財）雇用開発推進機構

⑥特定非営利活動法人 フロム沖縄推進機構

⑦（財）沖縄観光コンベンションビューロー

⑧沖縄商工会議所 ⑨沖縄市観光協会

⑩嘉手納町商工会

⑪北谷町商工会 ⑫北谷町観光協会

6 雇用の創造に資するための方策

(1) 地域雇用創造推進事業

①雇用拡大メニュー

ア 地域就業創出事業

②人材育成メニュー

ア IT高度人材育成事業・・・

イ BPO人材育成事業・・・

ウ 子育てママの就職支援事業・・・

エ 観光人材即戦力養成事業・・・

オ 観光核人材育成事業・・・

カ 立地企業派遣研修事業・・・

キ チャンプル人材育成事業・・・

情報通信関連産業

観光関連産業

企業立地の促進

地域特性を活かした産業振興

③就職促進メニュー

ア 街角しごと探し応援室

(2) 県及び市町の主な取組

①情報通信関連産業

- ・沖縄県情報産業ハイウェイ及びG I Xの構築など情報通信基盤の整備を図るとともに、沖縄振興特別措置法に基づく情報通信産業振興地域に適用される税制優遇措置制度等を活用した産業の集積・振興を図り、雇用の創出に向けた施策を推進する。

②観光関連産業

- ・多様なニーズに対応した通年・滞在型の質の高い観光・リゾート地の形成を図るとともに、地域の主体的な「観光街づくり」を推進し、誘客を延ばすことによる雇用の創出に向けた施策を進めていく。

◆沖縄市：コザミュージックタウンを中心とした音楽による街づくり

◆北谷町：フィッシャリーナ地区整備、美浜アメリカンヴィレッジ

◆嘉手納町：道の駅かでな

③地域の特性を活かした産業振興

- ・「オキナワ型産業」として、健康食品産業、バイオ関連産業、健康サービス産業、泡盛産業、工芸産業、環境関連産業及び観光土産品産業を戦略的に・重点的に振興する。

◆沖縄市：知花花織、エイサー等音楽産業

④企業立地促進

沖縄市において、沖縄振興特別措置法に基づく産業高度化地域に適用される税制優遇措置制度等を活用した産業の集積・振興を図る。また、各市町において整備されインキュベート施設を活用した情報通信関連産業の企業立地を促進する。

7 計画期間

厚生労働大臣の同意を得た日から～平成23年3月31日